

野田市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金 要件チェックシート

(課税・非課税判定)

世帯に令和3年度住民税均等割額が課税されている人がいる

いいえ

(住民税非課税世帯)

世帯全員が、住民税が課税されている他の親族の扶養を受けている。(1人でも扶養を受けていない人がいれば「いいえ」へ)

いいえ

はい

令和3年12月10日以前に野田市へ転入して住民登録がある。または、令和3年12月10日以前から野田市で住民登録されている。

いいえ

はい

DV等での避難者を除き、令和3年12月10日に住民登録されている市区町村での申請となります。
令和3年12月10日に住民登録されている市区町村へお問い合わせください。

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に**該当**します。(下を確認してください。)

令和3年12月10日までに窓口で転入の手続きを済ませている。または、令和3年12月10日以前から野田市で住民登録されている。

いいえ

はい

給付金を受給するためには、**申請が必要**です。

令和4年2月7日に
確認書を発送します。

手続きの詳細については、野田市非課税世帯等に対する臨時特別給付金コールセンター(0120-718-538)へお問い合わせください。

はい

(住民税課税世帯)

世帯全員が、住民税が課税されている他の親族の扶養を受けている。(1人でも扶養を受けていない人がいれば「いいえ」へ)

いいえ

はい

世帯全員の収入(任意の1か月分の収入を年額換算したもの)がそれぞれ「**◎非課税世帯額の目安**」を超えている。

いいえ

はい

減収となった原因は新型コロナウイルス感染症以外の影響によるものである。

いいえ

はい

申請日の時点で、野田市で住民登録されている。

いいえ

はい

家計急変世帯に該当する可能性があります。住民登録のある市区町村での申請となります。

家計急変世帯に該当する可能性があります。給付金を受給するためには、**申請が必要**です。

給付金の対象ではありません

給付金の対象ではありません

◎非課税世帯額の目安

扶養している親族の状況	非課税相当限度額
単身又は扶養親族がいない場合	965,000円
配偶者、扶養親族(合わせて1名)を扶養している場合	1,469,000円
配偶者、扶養親族(合わせて2名)を扶養している場合	1,879,999円
配偶者、扶養親族(合わせて3名)を扶養している場合	2,327,999円
配偶者、扶養親族(合わせて4名)を扶養している場合	2,779,999円
障害者、未成年者、寡婦(夫)、ひとり親の場合	2,043,999円